

2) 生活環境の評価

振動・騒音が評価項目としてあがっているが、治安、風紀などの面での生活環境の変化も予想されるが、計画書には具体的なものは何もない。

3) 歩行者、自転車の交通について

現状調査もなく、全く予想をおこなっていない。

4) 景観の評価

この計画は景観法第一条から第五条までに抵触する疑いがある。

5) 光化学スモッグ・児童・生徒の健康被害

この項目の計画書中の調査方法は先の大気汚染と同様、予測モデルとして欠陥モデルで問題があるが、現実はこの地域（北多摩郡）で、2000年以後光化学スモッグ発生基準を超えた時間数は、2000年では20時間から2倍の40時間以上となり、2005年には東久留米市で6回もの注意報が発令されている。また、都教育委員会発行のデータによれば、当市で気管支喘息の罹患率が小学校6年男子6.3%、中学校1年男子5.8%と自然有症率の2.5倍ほどとなっているという。したがって、この地域に現在以上に自動車交通を集中させることは、小・中学生の健康にとって大きな問題となるものである。

6) 低周波問題

大型ショッピングセンターの場合、屋上棟に数基設置されるはずの冷却塔からの低周波の発生が大変問題である。これによる健康被害が心配される。頭痛、めまいを引き起こしたり、胸部圧迫感を与え、躁鬱病を引き起こすことが証明されている。当事業者はこの問題に全く対応していない。

7) 湧水問題

この地では大きな工事で湧水がいつも問題となる。どうするのか対策案はあるのか？

8) 動植物の生態系

動植物の生態系についての配慮はどうか？

9) 追跡調査

上記のNOX問題等、交通量の問題等、設置後の追跡調査については、全く考えられていない。大きな問題である。

6. 地球温暖化

地球温暖化防止のためにも、また教育的見地からも24時間営業などは絶対許せないことである。

7. 環境配慮事項について

東久留米市民および周辺住民に対する説明会や合意形式などの記述が計画書には全く示されていない。工事進行中であっても、要望があれば工事を中止し、説明会を開き合意形式が行われる手段を明示すべきである。

8. 水環境

水環境は、予定8,300トンの雨量をどう地下浸透させるか、方法の具体的な表示はない。

9. 集客誘導路

店舗敷地南側に買物客用出入口を設けるといっているが、その入り口は周辺住民の生活道路を集客誘導路として使用することを前提にしており、このような周辺住民の生活を無視した乱暴な計画はやめるべきだ。